

規 則

埼玉県みどりの村管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十五日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第十四号

埼玉県みどりの村管理規則の一部を改正する規則

埼玉県みどりの村管理規則（平成十七年埼玉県規則第百二十二号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「**㊦**」を「**㊧**」に改め、「**㊨**」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。